新	旧
第一条~第十三条 (略)	第一条~第十三条 (略)
(一) 青少年 十八歳未満の者 (一) 青少年 十八歳未満の者 ぞれ当該各号に定めるところによる。 第十四条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ(定義)	れる者を除く。)をいう。 (一) 青少年 十八歳未満の者 (婚姻により成年に達したものとみなさでれ当該各号に定めるところによる。 (定義)
	(二) ~ (七) (略)
第十五条~第二十五条の二 (略)	第十五条~第二十五条の二 (略)
(五)~(七) (略) を使用する行為で用する行為では、 (四) 正当な理由なく大麻、麻薬又は覚醒剤 を使用する行為でしてはならない。 (四) 正当なおい。 (略) (一)・(二) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	(五)~(七) (略) (四)正当な理由なく大麻、麻薬又は覚せい剤を使用する行為(三)暴行又はとばく行為(一)・(二) (略) (一)・(二) (略) (当)をしてはならない。 をしてはならない。 (本)の行為をすることを知つて場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。 (本)の行為をすることを知って場所を提供し、又はその周旋のが、のではない。 (本)のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
第二十六条の二〜第三十九条 (略)	第二十六条の二〜第三十九条 (略)
この条例は、令和六年四月一日から施行する。 附 則	
条例は、令和六年四月一日から施行する。 (二) (略) (二) (略) (二) (略) (二) (略) (二) (略) (本) (略) (本) (略) (本) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	・第三十九条 (略) (略) (略) (略) (略) (略)